

## 『令和4年の税制改正』は ここがポイント！！

令和4年度の税制改正では、国税徴収法の受験上は2項目が変更箇所になります。一点目が滞納処分の一部範囲が国内だけではなく、租税条約等の相手国にまで拡大して適用されること、またもう一点は罰則規定の対象者が国内だけでは外国の者も対象になることになりました。

### 1. 無償低額の第二次納税義務の滞納処分が拡大(国税徴収法 39 条)

無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務の要件である滞納処分の範囲が、従来は国内におけるものだけでしたが、改正により租税条約等の相手国等に対する要請をした場合の滞納処分もその対象になることになりました。

### 2. 滞納処分の停止における対象財産が拡大(国税徴収法第 153 条)

滞納処分の停止の要件であった滞納処分の執行等を行うことができる財産が無いことは、従来は国内財産だけが対象でした。しかし、改正により租税条約等の相手国等に対する徴収の共助の要請によっても徴収を行うことができる財産が無いことにも滞納処分執行の範囲が広がりました。

### 3. 罰則規定の対象が国外所在者にまで拡大(国税徴収法第 187 条)

納税者、その財産を占有する第三者の免脱罪に対する罰則が、従来は国内の者だけに対する適用でしたが、改正により日本国外において免脱罪を犯した者に対しても同様の罰則規定が適用されることになりました。